

大阪市規則第 157 号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の
清潔保持に関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に
関する規則（平成 5 年大阪市規則第 49 号）の一部を次のように改正す
る。

第 12 条を次のように改める。

（粗大ごみ処理手数料）

第 12 条 条例第 30 条第 1 項の市規則で定める額は、別表のとおりとす
る。

第 13 条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同項
第 5 号とし、同項中第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 家庭から排出される粗大ごみ（一時的に多量に排出されるごみ
を含む。以下同じ。）で本市が収集するものの処理については、
収集するまでにその全額を徴収する。

第 13 条第 2 項中「前項」を「前項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号」
に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 市長は、第 1 項第 4 号の規定により手数料を徴収したときは、手
数を納付した者に対し、その納付した額に相当する第 1 号様式に
よる粗大ごみ処理手数料券を交付する。

4 前項の規定により粗大ごみ処理手数料券の交付を受けた者は、当
該粗大ごみ処理手数料券を排出する粗大ごみに貼付ちょうしなければなら
ない。

第21条第1項中「第1号様式」を「第1号の2様式」に改める。

第1号様式を第1号の2様式とし、附則の次に次の別表及び様式を加える。

別表（第12条関係）

区 分		単 位	金 額
電気器具類、ガス器具類及び石油器具類	アンテナ	1本につき	200円
	衣類乾燥機	1台につき	700円
	オーディオ機器（単体のものに限る。）	1台につき	200円
	加湿器	1台につき	200円
	ガスオーブンレンジ	1台につき	1,000円
	ガスコンロ	1台につき	400円
	ガスファンヒーター	1台につき	200円
	カセットコンロ（ガスボンベを取り外したのものに限る。）	1台につき	200円
	給湯器	1台につき	700円
	空気清浄機	1台につき	200円
	サウナ（解体済みのものに限る。）	1組につき	1,000円
	除湿機	1台につき	200円
	食器洗い乾燥機	1台につき	400円
	食器乾燥機	1台につき	200円
	炊飯器	1台につき	200円
	ステレオセット	1組につき	400円
ストーブ	1台につき	200円	

スピーカー	1本につき	200円
ズボンプレスサー	1台につき	200円
精米機	1台につき	200円
石油ファンヒーター	1台につき	400円
扇風機	1台につき	200円
掃除機	1台につき	200円
タイプライター	1台につき	200円
DVDプレーヤー	1台につき	200円
電気カーペット	1枚につき	200円
電気こたつ	1組につき	200円
電子レンジ	1台につき	400円
電話機（ファクシミリ機能を有するものに限る。）	1台につき	200円
生ごみ処理機	1台につき	400円
パネルヒーター	1台につき	200円
ビデオデッキ	1台につき	200円
複写機	1台につき	400円
ホームベーカリー	1台につき	200円
ホットプレート	1台につき	200円
マッサージ機（いす型のもの以外のものに限る。）	1台につき	200円
マッサージ機（いす型のものに限る。）	1台につき	1,000円
ミニコンポ	1組につき	200円

	餅つき機	1 台につき	200 円
	湯沸し器	1 台につき	200 円
	冷風機	1 台につき	200 円
	ワードプロセッサ	1 台につき	200 円
家具類及び寝具類	アコーディオンカーテン	1 枚につき	200 円
	衣装ケース	1 個につき	200 円
	いす（一人用のもの（ロッキングチェア以外の もので回転機能を有しないものに限る。）に限 る。）	1 脚につき	200 円
	いす（一人用のもの（ロッキングチェア又は回 転機能を有するものに限る。）に限る。）	1 脚につき	400 円
	いす（二人以上用のものに限る。）	1 脚につき	700 円
	ウッドカーペット（5 畳未満に相当する大きさ のものに限る。）	1 枚につき	400 円
	ウッドカーペット（5 畳以上に相当する大きさ のものに限る。）	1 枚につき	1,000 円
	押入れ収納ラック	1 個につき	200 円
	カーペット（じゅうたん等織物製のものです 6 畳未満に相当する大きさのものに限る。）	1 枚につき	200 円
	カーペット（じゅうたん等織物製のものです 6 畳以上に相当する大きさのものに限る。）	1 枚につき	400 円
	傘立て	1 個につき	200 円
	鏡台	1 台につき	1,000 円
	クッキングテーブル	1 卓につき	200 円

靴箱（幅、奥行及び高さの合計が2メートル未満のものに限る。）	1個につき	400円
靴箱（幅、奥行及び高さの合計が2メートル以上2.5メートル未満のものに限る。）	1個につき	700円
靴箱（幅、奥行及び高さの合計が2.5メートル以上のものに限る。）	1個につき	1,000円
米びつ	1個につき	200円
障子、襖又は網戸	1枚につき	200円
食器棚（幅、奥行及び高さの合計が2メートル未満のものに限る。）	1個につき	400円
食器棚（幅、奥行及び高さの合計が2メートル以上2.5メートル未満のものに限る。）	1個につき	700円
食器棚（幅、奥行及び高さの合計が2.5メートル以上のものに限る。）	1個につき	1,000円
姿見	1個につき	700円
すのこ	1枚につき	200円
スプリングマットレス（シングルのものに限る。）	1個につき	700円
スプリングマットレス（シングルのもの以外のものに限る。）	1個につき	1,000円
洗面化粧台	1台につき	1,000円
ソファ（一人用のものに限る。）	1脚につき	700円
ソファ（二人以上用のものに限る。）	1脚につき	1,000円
畳	1枚につき	700円

たんす（幅、奥行及び高さの合計が2メートル未満のものに限る。）	1 棹につき	400 円
たんす（幅、奥行及び高さの合計が2メートル以上2.5メートル未満のものに限る。）	1 棹につき	700 円
たんす（幅、奥行及び高さの合計が2.5メートル以上のものに限る。）	1 棹につき	1,000 円
机（袖なしのものに限る。）	1 台につき	400 円
机（袖ありのものに限る。）	1 台につき	1,000 円
テーブル（天板の幅及び奥行が1メートル未満のものに限る。）	1 台につき	400 円
テーブル（天板の幅又は奥行が1メートル以上のものに限る。）	1 台につき	1,000 円
手提げ金庫（幅、奥行及び高さの合計が1メートル未満のものに限る。）	1 個につき	200 円
手提げ金庫（幅、奥行及び高さの合計が1メートル以上のものに限る。）	1 個につき	400 円
テレビ台（幅、奥行及び高さの合計が1.5メートル未満のものに限る。）	1 台につき	400 円
テレビ台（幅、奥行及び高さの合計が1.5メートル以上2メートル未満のものに限る。）	1 台につき	700 円
テレビ台（幅、奥行及び高さの合計が2メートル以上のものに限る。）	1 台につき	1,000 円
電話台	1 台につき	400 円
流し台	1 台につき	700 円

流し台	1 台につき	700 円
パイプハンガー	1 個につき	400 円
仏壇	1 基につき	1,000 円
布団干し	1 個につき	200 円
布団又は毛布	1 枚（布団又は毛布を一つに梱包した場合にあっては、4 枚までごとに 1 枚として取り扱うものとする。）につき	200 円
ブラインド	1 枚につき	200 円
ベッド（介護用のものにあつては解体済みのものに限る。）	1 台につき	1,000 円
本棚（幅、奥行及び高さの合計が 2 メートル未満のものに限る。）	1 本につき	400 円
本棚（幅、奥行及び高さの合計が 2 メートル以上 2.5 メートル未満のものに限る。）	1 本につき	700 円
本棚（幅、奥行及び高さの合計が 2.5 メートル以上のものに限る。）	1 本につき	1,000 円

	マットレス（スプリングマットレス以外のものに限る。）	1個につき	200円
	ランドリーボックス	1個につき	200円
	レンジ台	1台につき	700円
	ワゴン	1台につき	400円
趣味用品、スポーツ用品及びその他の生活用品	編み機	1台につき	400円
	囲碁盤又は将棋盤（脚を有するものに限る。）	1面につき	400円
	一輪車	1台につき	200円
	オルガン	1台につき	1,000円
	キーボード	1個につき	200円
	ギター	1本につき	200円
	脚立（高さが2メートル未満のものに限る。）	1台につき	200円
	脚立（高さが2メートル以上のものに限る。）	1台につき	400円
	クーラーボックス	1個につき	200円
	車いす（電動のもの以外のものに限る。）	1台につき	400円
	車いす（電動のもの（バッテリーを取り外したものに限る。）に限る。）	1台につき	1,000円
	ゴルフクラブセット	1組につき	200円
	ゴルフバッグ（単体のものに限る。）	1個につき	200円
	サーフボード（切断済みのものに限る。）	1台につき	200円
	サイクリングマシーン	1台につき	1,000円
	三輪車（子ども用のものに限る。）	1台につき	200円
	三輪車（大人用のものに限る。）	1台につき	700円

自転車（電動のもの以外のものに限る。）	1台につき	400円
自転車（電動のもの（バッテリーを取り外した ものに限る。）に限る。）	1台につき	700円
ショッピングカート	1台につき	200円
シルバーカート	1台につき	200円
水槽	1個につき	400円
スーツケース	1個につき	200円
スキー板（ストックを含む。）	1組につき	200円
スノーボード	1枚につき	200円
製図版	1個につき	200円
台車	1台につき	400円
チャイルドシート	1個につき	200円
電子ピアノ	1台につき	1,000円
テント	1組につき	400円
バーベキューコンロ	1個につき	200円
はしご	1台につき	200円
ビーチパラソル	1本につき	200円
ぶら下がり健康器	1台につき	400円
ベビーカー	1個につき	200円
便座	1個につき	200円
ベンチ	1脚につき	400円
ホースリール	1個につき	200円
歩行器	1個につき	200円

	ミシン（卓上型のものに限る。）	1 個につき	200 円
	ミシン（卓上型以外のものに限る。）	1 個につき	700 円
	物置（解体済みのものでスチール製の組立式の ものに限る。）	1 組につき	1,000 円
	物干し竿	1 竿につき	200 円
	物干し台（土台なしのものに限る。）	1 台につき	200 円
	物干し台（土台ありのものに限る。）	1 台につき	700 円
	遊具(ジム、滑り台等子ども用のものに限る。)	1 個につき	200 円
	ランニングマシーン	1 台につき	1,000 円
上記品目に該当し ないもので幅、奥 行又は高さが 30 センチメートルを 超えるもの	幅、奥行及び高さの合計が 1.5 メートル未満の もの	1 個につき	200 円
	幅、奥行及び高さの合計が 1.5 メートル以上 2 メートル未満のもの	1 個につき	400 円
	幅、奥行及び高さの合計が 2 メートル以上 2.5 メートル未満のもの	1 個につき	700 円
	幅、奥行及び高さの合計が 2.5 メートル以上の もの	1 個につき	1,000 円
幅、奥行及び高さ が 30 センチメー トル以内のごみで 一時的に多量に排 出されるもの		1 個（2 個 以上のごみ を一つに梱 包したもの を含む。）に つき	200 円

第 1 号様式(第13条関係)

ア 粗大ごみ処理手数料券(200円)の様式

<p>大阪市粗大ごみ 処理手数料券</p> <p>(原符)</p> <p>200円</p> <p>取扱店 受付印</p> <p>大阪市 No.</p>	<p>(バー コード)</p>	<p>大阪市粗大ごみ 処理手数料券</p> <p>購入者控 (領収書)</p> <p>200円</p> <p><small>この「購入者控」はお申込になられた粗 大ごみの取扱いが終わるまで、お手元で保 管してください。</small></p> <p>取扱店 受付印</p> <p>大阪市 No.</p>	<p>ここからはがしてください</p> <p>大阪市粗大ごみ処理手数料券 (粗大ごみ手数料シール)</p> <p>受付番号又は氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このシールを粗大ごみの目立つところに貼ってください。 ・このシールは一度貼ると貼り直せません。ご注意ください。 ・このシールを破損したり紛失した場合、再発行いたしません。 <p>200円</p> <p>No.</p>
--	--------------------------	---	---

備考 寸法は、縦9.0センチメートル、横21.0センチメートルとする。

イ 粗大ごみ処理手数料券(400円)の様式

<p>大阪市粗大ごみ 処理手数料券</p> <p>(原符)</p> <p>400円</p> <p>取扱店 受付印</p> <p>大阪市 No.</p>	<p>(バー コード)</p>	<p>大阪市粗大ごみ 処理手数料券</p> <p>購入者控 (領収書)</p> <p>400円</p> <p><small>この「購入者控」はお申込になられた粗 大ごみの取扱いが終わるまで、お手元で保 管してください。</small></p> <p>取扱店 受付印</p> <p>大阪市 No.</p>	<p>ここからはがしてください</p> <p>大阪市粗大ごみ処理手数料券 (粗大ごみ手数料シール)</p> <p>受付番号又は氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このシールを粗大ごみの目立つところに貼ってください。 ・このシールは一度貼ると貼り直せません。ご注意ください。 ・このシールを破損したり紛失した場合、再発行いたしません。 <p>400円</p> <p>No.</p>
--	--------------------------	---	---

備考 寸法は、縦9.0センチメートル、横21.0センチメートルとする。

ウ 粗大ごみ処理手数料券（700円）の様式

<p>大阪市粗大ごみ 処理手数料券</p> <p>(原符)</p> <p>700円</p> <p>取扱店 受付印</p> <p>大阪市 No.</p>	<p>(バーコード)</p>	<p>大阪市粗大ごみ 処理手数料券</p> <p>購入者控 (領収書)</p> <p>700円</p> <p><small>この「購入者控」はお申込になられた粗大ごみの取扱いが終わるまで、お手元で保管してください。</small></p> <p>取扱店 受付印</p> <p>大阪市 No.</p>	<p>ここからはがしてください</p>	<p>大阪市粗大ごみ処理手数料券 (粗大ごみ手数料シール)</p> <p>受付番号又は氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このシールを粗大ごみの目立つところに貼ってください。 ・このシールは一度貼ると貼り直せません。ご注意ください。 ・このシールを破損したり紛失した場合、再発行いたしません。 <p>700円</p> <p>No.</p>
--	----------------	---	---------------------	---

備考 寸法は、縦9.0センチメートル、横21.0センチメートルとする。

エ 粗大ごみ処理手数料券（1000円）の様式

<p>大阪市粗大ごみ 処理手数料券</p> <p>(原符)</p> <p>1000円</p> <p>取扱店 受付印</p> <p>大阪市 No.</p>	<p>(バーコード)</p>	<p>大阪市粗大ごみ 処理手数料券</p> <p>購入者控 (領収書)</p> <p>1000円</p> <p><small>この「購入者控」はお申込になられた粗大ごみの取扱いが終わるまで、お手元で保管してください。</small></p> <p>取扱店 受付印</p> <p>大阪市 No.</p>	<p>ここからはがしてください</p>	<p>大阪市粗大ごみ処理手数料券 (粗大ごみ手数料シール)</p> <p>受付番号又は氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このシールを粗大ごみの目立つところに貼ってください。 ・このシールは一度貼ると貼り直せません。ご注意ください。 ・このシールを破損したり紛失した場合、再発行いたしません。 <p>1000円</p> <p>No.</p>
---	----------------	--	---------------------	--

備考 寸法は、縦9.0センチメートル、横21.0センチメートルとする。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。